

広島県告示第九百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によって、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成二十年十一月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市本郷町南方字原ヶ平二〇五五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

公共施設用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を広島県農林水産局農林整備部森林保全課及び三原市役所に備え置いて縦覧に供する。）